

小菅村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

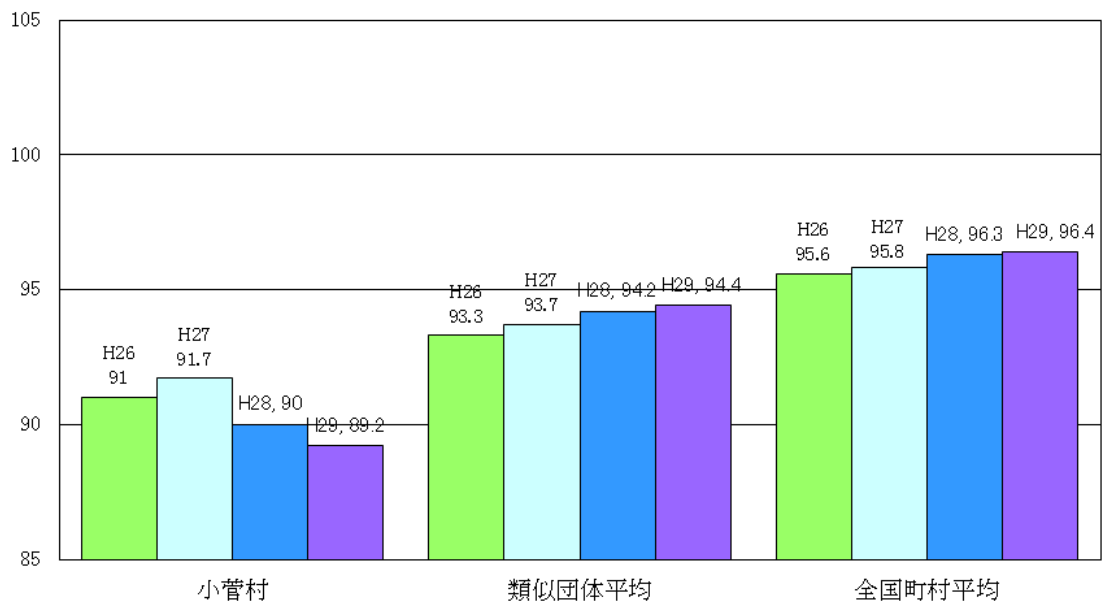
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	740 人	1,707,622 千円	221,635 千円	171,493 千円	10.0 %	11.2 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 町村類型I-2平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
28年度	18 人	60,312 千円	4,649 千円	25,683 千円		90,644 千円	5,035 千円	5,445 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会未設置のため掲載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

※本村では地域手当の支給はなし

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小菅村	38.8歳	269,923円	315,924円	285,395円
山梨県	43.3歳	335,711円	414,651円	376,313円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.3歳	292,761円	336,436円	318,754円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (29年4月1日)

区分		小菅村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	184,800円	178,200円
	高校卒	146,100円	150,500円	146,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (29年4月1日)

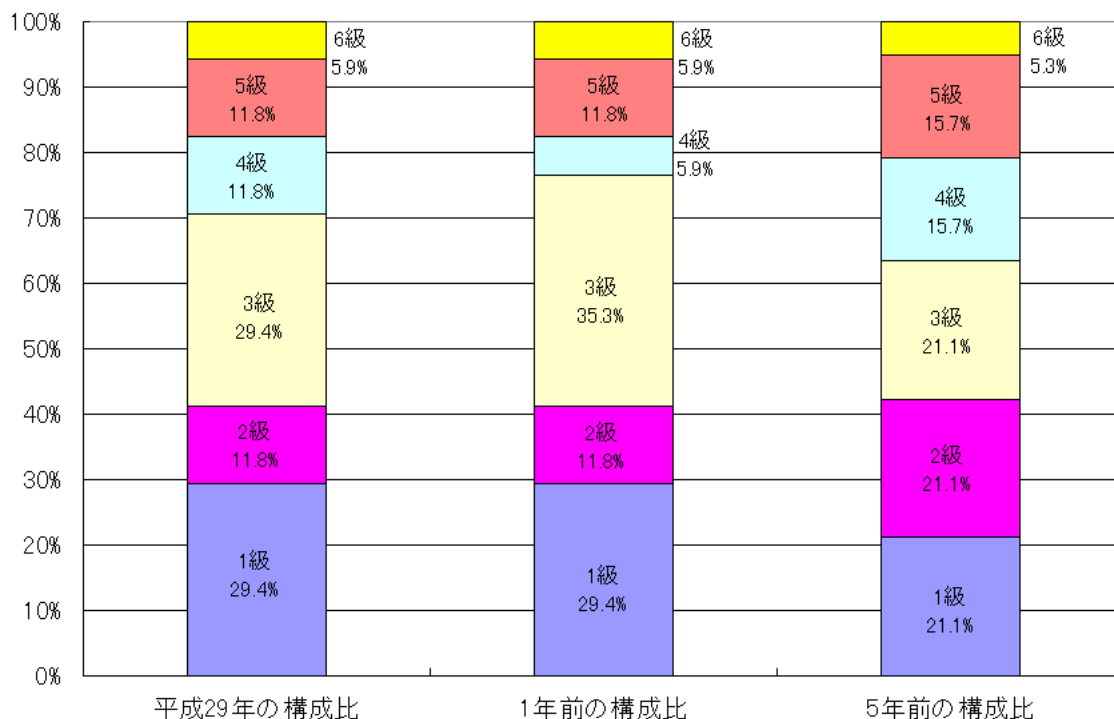
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	249,350円	319,100円	—	374,500円
	高校卒	—	287,200円	324,700円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (29年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事補、主事、技師補、又は技師の職務	5人	29.4%	141,600円	246,600円
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	2人	11.8%	191,700円	303,400円
3級	1 課長補佐又は係長の職務 2 会計管理者	5人	29.4%	227,900円	349,200円
4級	1 課長補佐の職務又は課長の職務	2人	11.8%	261,100円	380,200円
5級	1 困難な業務を行う課長の職務	2人	11.8%	287,100円	392,200円
6級	1 困難な業務を所掌する課長の職務	1人	5.9%	317,700円	409,400円

- (注) 1 小菅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（小菅村）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小菅村	山梨県	国
1人当たりの平均支給額(28年度) 1,244千円	1人当たりの平均支給額(28年度) 1,599千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(小菅村)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (29年4月1日現在)

小菅村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
1人当たり平均支給額	128千円	0千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (29年4月1日現在)

※本村では地域手当の支給はなし

(4) 特殊勤務手当 (29年4月1日現在)

※本村では地域手当の支給はなし

(5) 時間外勤務手当 (29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)	3,360	千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	240	千円
支給実績 (27年度決算)	2,894	千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	152	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母に支給 (月額) ①配偶者 13,000円 ②子 9,000円 ③配偶者以外 6,500円 ④配偶者なし1人目 11,000円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	国と同じ	—	2,424千円	303,000円
住居手当	住宅等を借り受け12,000円以上の家賃を支払っている職員に支給 ○借家等 家賃23,000円以下 家賃-12,000円 家賃23,000円~55,000円 (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円 家賃55,000円以上 27,000円(限度額)	国と同じ	—	600千円	100,000円
通勤手当	交通機関利用の場合、運賃相当額を限度額内で、自動車の場合、距離数に応じて支給 通勤距離2km以上の職員に支給	国と同じ	—	218千円	27,250円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	国と同じ	—	845千円	281,673円
寒冷地手当	国家公務員の寒冷地手当に準じ支給 本村は4級地に該当	国と同じ	—	1,136千円	66,870円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円	国と同じ	—	2,048千円	107,831円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日）

区分		給料月額等		
給料	市区町村長	500,000円 ()円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 763,000円/384,000円	
	副市町村長	()円 ()円)	円/円	
報酬	議長	171,000円 ()円)	344,000円/140,000円	
	副議長	142,000円 ()円)	279,000円/115,000円	
	議員	121,000円 ()円)	261,000円/100,000円	
期末手当	市区町村長 副市町村長	(28年度支給割合) 3.90月分		
	議長 副議長 議員	(28年度支給割合) 3.10月分		
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 月額×率(0.42)×12月×4年	(1期の手当額) 10,080,000円	(支給時期) 任期満了時
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

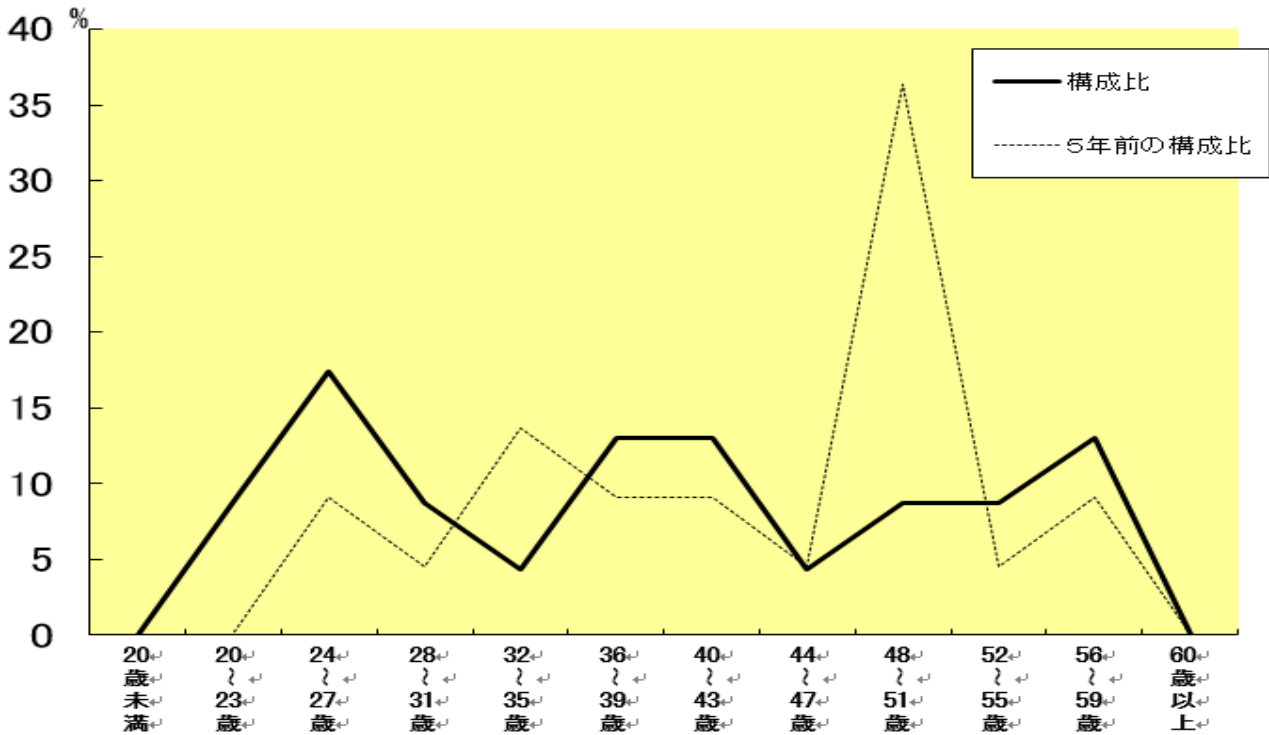
(各年4月1日)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成28年	平成29年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	0	0	0	総務部門と企画部門が分かれたため 総務部門と企画部門が分かれたため 欠員不補充 定年退職に備え1名増員 欠員不補充
		総務	5	4	-1	
		企画	0	2	+2	
		税務	1	1	0	
		労働	0	0	0	
		農水	2	2	0	
		林務	1	1	0	
		商工	1	1	0	
		土木	2	2	0	
		民生 保育 衛生	1 2 1	0 3 0	-1 +1 -1	
	計	16	16	0	<参考> 人口1万人当たり職員数216.21人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数205.73人)	
	教育部門	2	2	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	18	18	0	<参考> 人口1万人当たり職員数243.24人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数242.99人)	
公営 企業 等 会計 部門		病院(診療所)	2	2	0	
		水道	0	0	0	
		交通	0	0	0	
		下水道	0	0	0	
		その他 (国保・介護)	3	3	0	
	小計	5	5	0		
合計			23	23	0	<参考> 人口1万人当たり職員数310.81人
		[42]	[42]	[42]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	4人	2人	1人	3人	3人	1人	2人	2人	3人	0人	23人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	16	17	16	17	16	16	0 (0%)
教育	2	2	2	2	2	2	0 (0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計	18	19	18	19	18	18	0 (0%)
公営企業等会計	5	5	5	5	5	5	0 (0%)
総合計	23	24	23	24	23	23	0 (0%)

- (注) 1 各年にとける定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。